

令和 8 年度 退職互助会 説明会資料

令和 8 年 9 月 2 6 日 (土)

岡崎市民会館

令和 8 年 1 0 月 1 0 日 (土)

愛知県教育会館

一般財団法人 愛知県公立高等学校教職員退職互助会

目 次

退職者からの寄稿・・・・・・・・・・・・・・・・	2
[Ⅰ] 公立高等学校教職員退職互助会について・・・・・・・・	3
1 本会の歴史	
2 本会のしくみと現況	
[Ⅱ] 療養補助金の給付について・・・・・・・・	4
1 給付の対象	
2 給付額	
3 その他	
[Ⅲ] 療養補助以外の給付事業について・・・・・・・・	6
[Ⅳ] 退職会員への移行について・・・・・・・・	6
1 退職会員に移行するための条件	
2 退職会員への移行手順	
3 出資金	
[参考Ⅰ] 退職後の公的医療保険制度について・・・・・・・・	8
[参考Ⅱ] 療養補助金の請求手順等について・・・・・・・・	11

- 現職の時に深く考えずに入会した判断は、大変重かった。若くて健康な年代では、国の健康保険制度で十分と考えていたが、療養補助金給付の安心さが気軽な医療機関への受診となり、病気重症化予防のお陰で、現在の健康寿命に繋がったと思っている。同期の友人が退職時に脱退し、今になって本当に後悔している。現職のころは健康に自信があり、現在の通院生活が想像できなかったそう。

- 今改めて適切な医療を受けるためには相応の出費が必要なこと、加えてそれにとまなう家族の出費も大変なことを痛感してます。医療の進歩・高度化は有難いことですが、医療費の高騰は避けられません。今回の大病で夫の退職互助会の医療費補助は大きな支えになりました。利益を求めない互助会のマイナーな補助制度はコスパが最高で終身のお陰で、鬼籍に近づくほど想定外の支えであり切実に感謝の他ありません。

- 「迷っても入会する」ことをお勧めします。メンタル面で「プラス」が感じられます。歳を経てその事実に気づきます。「だれか」が、私個人にも常に関わっていてくれることの充実感「金」を超えるものです。人は一人では生きられません。アリストテレスも「人はポリスの動物である」と述べています。

- 元気そのものだった私が退職後、年を経るに従って病院に行くことが多くなった。それは予想以上であった。病気に無縁で一生過ごせればよいが、様々な病気をごまんとある中、現実にはそれは無理。収入が大きく減った今、療養補助は大変ありがたい。公的保険と併せてかさむ医療費を大きく軽減してくれている。持病をいくつか抱えて、つくづく退職互助会に入っていてよかったと実感している。

- 健康には自信があったのに高齢化により毎年の健康チェックはチェック項目だらけ！！大病に備え互助会に入っていてよかったと改めて思ってます。最近の物価高に年金収入は追いつかず年金生活のキツイ事！！現職中には全く想像できませんでした。
「こんなはずではなかった！！」と後悔する前に「備え」で安心を！！

〔Ⅰ〕 公立高等学校教職員退職互助会について

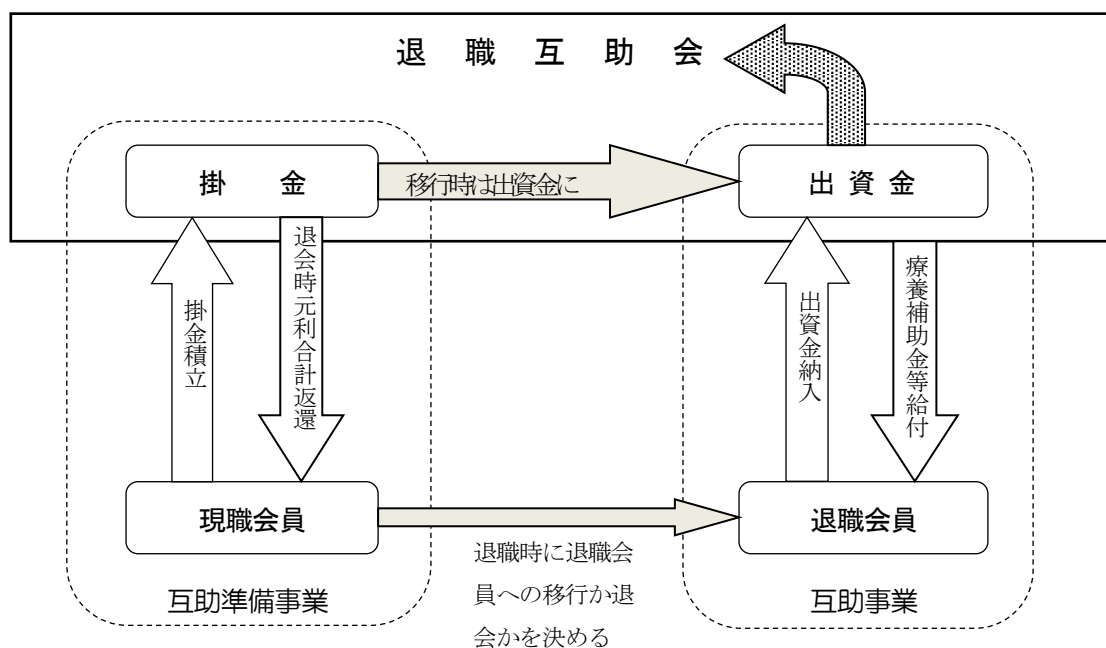
1 本会の歴史

現職時には、保険診療を受けたときに支払った医療費に対して、公立学校共済や県教職員互助会からの一定の付加給付や補助があり、一つの医療機関で1ヶ月に負担する医療費は4,000円が上限です。このため医療費負担の厳しさを実感することがほとんどありません。しかし、退職後にはいずれ国民健康保険など各種公的医療保険に加入し直すことになり、現職時のような付加給付や補助がなくなります。また、現在では69歳までは原則現職時と同じ3割の自己負担になります。

今から55年ほど前、公的な制度を補完するものとして、医療費の自己負担分を現職時と同様に補助する自前の制度が欲しい、との切実な願いが全国の教職員の間に広がりました。それにこたえて愛知県では、昭和44年に小中学校関係の互助組織である退職互助会（愛知県退職教職員互助会）が設立されました。一方、公立高校関係でも愛知県立高等学校長会、愛高教、名古屋市立高等学校長会、名高教の4団体により、昭和47年（1972年）4月に愛知県公立高等学校教職員退職互助会が発足し、その年の12月には公益財団法人としての認可を受けました。また、発足時より愛知県立学校事務長会（現愛知県立学校事務職員協会）のお力添えをいただき事業を進めてまいりました。

その後、国の公益法人制度改革により平成25年4月から一般財団法人に移行し、今日に至っています。

2 本会のしくみと現況



愛知県公立高等学校教職員退職互助会の現況 (R8. 3. 31 現在)

退職会員数	本人 7,502 人 配偶者 2,505 人 合計 10,007 人
療養給付総額	令和7年度総額 2億7,725万円
保有資産	約49.4億円
資産運用	元本の安全性を重視した各種定期預金・公共債等

〔Ⅱ〕療養補助金の給付について

1 給付の対象

公的医療保険による医療費の実質自己負担額が給付の対象になります。

(1) 公的医療保険が適用されるすべてが給付の対象となります。

(例) ・ 院外薬局での処方箋による投薬代 ・ 接骨院等での治療 ・ 義肢などの補助具の費用

(2) 「公的医療保険による診療費」以外の医療費は給付の対象になりません。

(例) ・ 入院時の差額ベッド代や食事代 ・ 文書作成手数料 ・ 歯科インプラント

(3) 公的医療保険から付加給付や還付がある場合には、その金額を自己負担額から減じた実質自己負担額が給付の対象です。

2 給付額（★令和 10 年 4 月 1 日受診分から変更されます）

- ・ 令和 8 年 7 月現在の給付額は、**診療機関ごと月ごとに**、実質自己負担額から定額（3 割負担：600 円、2 割負担：400 円、1 割負担：200 円）を控除し、**控除後の金額の 7 割**としています。

【具体例】 3 割負担の方が、一つの医療機関窓口で 1 か月分の医療費として 7,000 円を支払った。

○給付額（当該月の請求がこの 1 件だけの場合）

$(7,000 \text{ 円} - 600 \text{ 円 (定額控除)}) \times 0.7 = 4,480 \text{ 円} \rightarrow 100 \text{ 円未満を切り捨て } 4,400 \text{ 円を支給}$

○請求に必要な手数料等

- ・ **黄色い請求用紙**で申請する場合（11 ページ参照）

→ 請求用紙への必要事項の記入を医療機関に依頼します。その際、医療機関が定める文書作成手数料（1 枚あたり無料から 2 千円を超えるなど幅があるようです。）を医療機関窓口で納めます。文書作成手数料は療養補助の対象外です。

- ・ **白い請求用紙**で申請する場合（12 ページ参照）

→ 会員が診療機関ごと月ごとに請求用紙（白色）に必要事項を記入し、領収書（コピー可）を添えて申請します。請求書 1 枚あたり 100 円の手数料が給付から差し引かれます。

- ・ 振込手数料

→ 484 円（給付額 3 万円未満） 660 円（給付額 3 万円以上）が給付から差し引かれます。

※ 振込先が三菱 UFJ 銀行あての場合、110 円（給付額 3 万円未満） 330 円（給付額 3 万円以上）が給付から差し引かれます。

○請求の有効期間（11、14 ページ参照）

請求できる医療費は、請求用紙が事務局で受け付けた日を起点にして 3 年前の同一月までです。1 年間程度をまとめて請求していただくのが適当です。

★ 給付額の変更（令和10年4月1日受診分より）

【令和9年度まで】

給付額 = (自己負担額 - 控除額) × 給付率 (70%)

【 控除額 1割負担・・・200円 2割負担・・・400円 3割負担・・・600円 】

【令和10年度より】

給付額 = (自己負担額 - 控除額) × 給付率 (60%)

【 控除額 1割負担・・・400円 2割負担・・・700円 3割負担・・・1,000円 】

<給付額の具体例>

自己負担額	給付額（3割負担）		給付額（2割負担）	
	～R9年度	R10年度～	～R9年度	R10年度～
3000円	1,600円	1,200円	1,800円	1,300円
5000円	3,000円	2,400円	3,200円	2,500円
7000円	4,400円	3,600円	4,600円	3,700円
10,000円	6,500円	5,400円	6,700円	5,500円
20,000円	13,500円	11,400円	13,700円	11,500円

(100円未満切り捨て)

3 その他

(1) 障害者医療証等の交付を受けた方について

医療費の自己負担額が無い場合でも本会から★総医療費の0.2割（月額26,700円限度）を支給します。※ 請求の際、障害者手帳や福祉医療費受給者証の写しを提出してください。

★令和10年4月1日受診分から、総医療費の0.15割（月額20,000円限度）に変更

(2) 特定医療費受給者証の交付を受けた方について

実質自己負担額に応じて個別に給付額を算出します。請求の際、特定医療費受給者証の写しを提出してください。

(3) 高額療養費制度について（10ページ参照）

自己負担額が高額になる場合は国の高額療養費制度により、自己負担額に限度が設けられています。この制度による実質自己負担額（保険診療分）が本互助会の給付対象となります。

★高額療養費制度利用時の療養補助金給付額の上限設定

令和8年7月現在、出資金と給付額の公平性の確保と制度改正による財政負担増に備え、給付額の上限設定を検討中です。

【令和8年度予定】

給付額上限額の具体的基準を策定（高額療養費制度見直し案の具体的内容を精査の上）

【令和9年度予定】

所得区分の細分化に合わせて実施（国は令和9年8月を予定）

〔Ⅲ〕療養補助以外の給付事業について

各種給付事業

- 長寿記念祝金：77 歳・88 歳・99 歳の会員に各 5 千円を給付
- 弔慰金：入会后 1 年未満（10 万円）・2 年未満（5 万円）・3 年未満（2 万円）
3 年以上（5 千円）
- その他：療養補助金 3 年度間無給付者に図書カード（3,000 円）を給付（3 年毎）

〔Ⅳ〕退職会員への移行について

1 退職会員に移行するための条件

本会の退職会員に移行する条件は次の 3 点です。

- （1）退職時に本会の現職会員であること。
- （2）55 歳以上の退職であること。
- （3）出資金を拠出すること。

配偶者とともに二口で加入されている現職会員の方が、そのまま二口の退職会員となるには二口分の出資金を拠出する必要があります。（「3 出資金」の項参照）二口会員のうち、配偶者だけが移行することや本人会員とは別の年度に移行することはできません。

2 退職会員への移行手順

- （1）12 月中旬

「高退互広報（号外）」とともに「退職会員資格取得届」と「脱退届」を、各学校宛に送付します。

- （2）2 月～3 月

- ・移行を希望する方は「退職会員資格取得届」を記入し、各校の事務室へ提出してください。
- ・退会を希望する方は「脱退届」を記入し、各校の事務室へ提出してください。

- （3）4 月下旬

移行希望の方で、積立額が移行に必要な出資金額より少ない場合は、その差額（「調整金」）を、多い場合にはその余剰分を記したお知らせを自宅宛に送付します。

- （4）5 月

- ・「調整金」は 5 月中旬から下旬に払い込んでください。
- ・余剰分の金額は 5 月中旬に返金します。
- ・退会される方には、積立金全額を 5 月末に返金します。

(5) 6月上旬

退職会員に移行された方のご自宅宛に、「会員証」、「規程集」、「利用のしおり」、「療養補助金請求書」等を送付します。

3 出資金

(1) 出資金

出資金を納めることで退職会員に移行できます。退職会員としての資格は終身にわたりますので、退職会員への移行後に追加徴収はありません。

出資金は終身会費ですので退職会員に移行後は返還されることはありません。また、退職会員には退会規定がありません。

ただし、退職の翌日（年度末退職者の場合、4月1日）から2ヶ月以内であれば、「退職会
員資格取得届」の提出を取り消し、退会と同様の扱いとすることができます。

(2) 出資金額

理事会において前年までの給付状況などを基に検討し、次年度の出資金額を決定します。(その決定内容は12月発行の「高退互広報(号外)」でお知らせします)

【参考】令和8年度出資金（令和8年3月31日退職者の場合）

基準額（60歳） 890,000 円（前年度に同じ）

間差額	基準年齢の 60 歳から	－ 1 歳につき	30,000 円増
		＋ 1 歳につき	20,000 円減

(具体例)

・退職時、本人 62 歳 配偶者 59 歳 掛金元利合計額 74 万円 × 2 口 = 148 万円の場合

$$\text{出資金は} \quad \underbrace{(89 \text{ 万円} - 2 \text{ 万円} \times (62 \text{ 歳} - 60 \text{ 歳}))}_{\text{(本人分)}} + \underbrace{(89 \text{ 万円} + 3 \text{ 万円} \times (60 \text{ 歳} - 59 \text{ 歳}))}_{\text{(配偶者分)}} = 177 \text{ 万円}$$

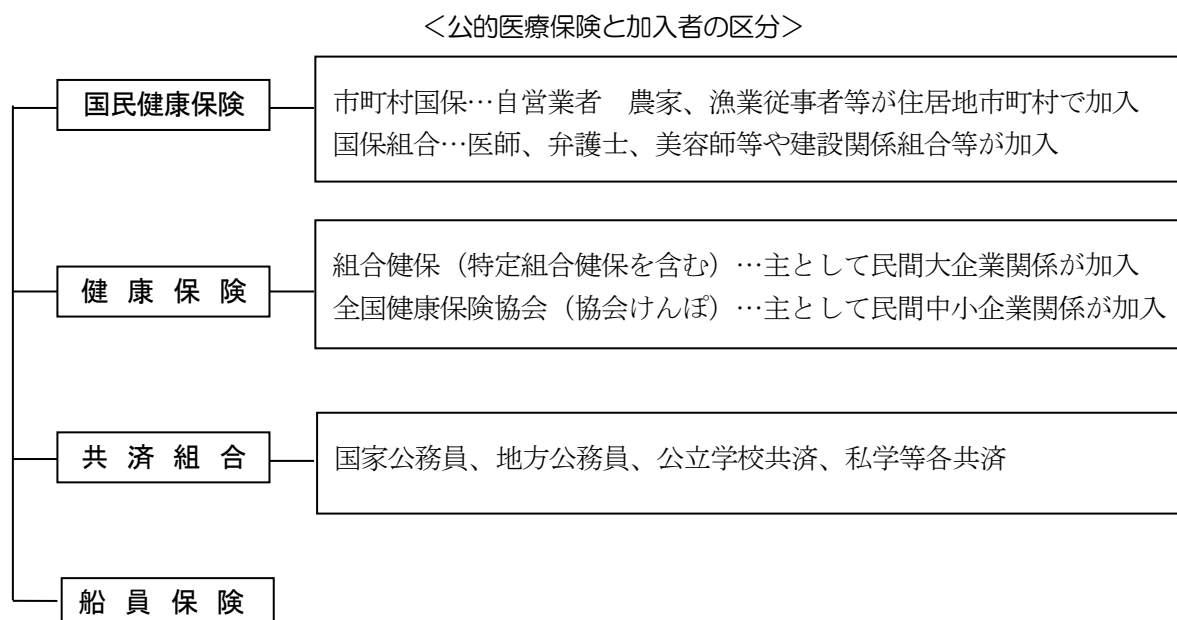
よって 調整金額 = 177 万円 - 148 万円 = 29 万円

※ 以上は、現時点での本会の事業の概要です。国の医療制度改革に伴い、本会の給付制度等の将来見直しをしながら互助制度を維持していくことになります。

〔参考Ⅰ〕 退職後の公的医療保険制度について

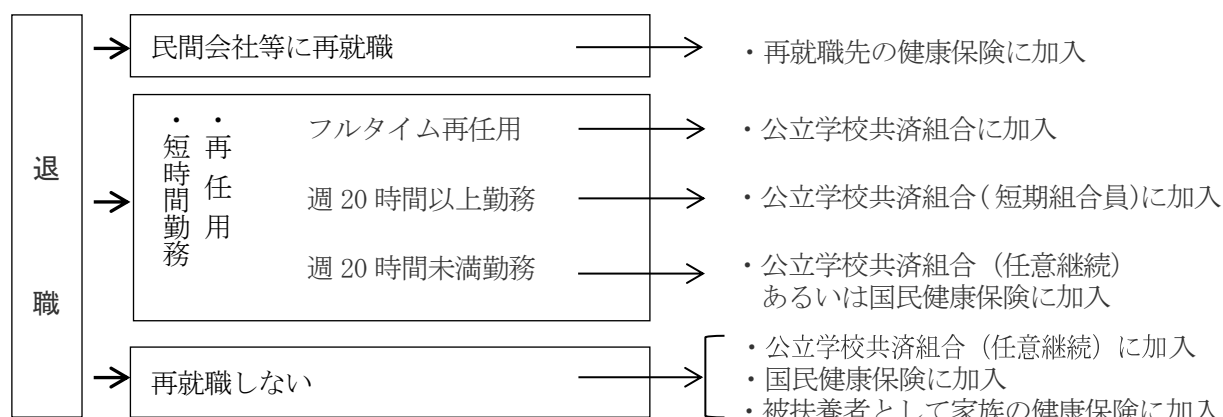
1 公的医療保険の種類

- ・国民皆保険（すべての国民がいずれかの公的な医療保険制度に加入します）



2 退職後の公的医療保険

- ・退職後に加入する公的医療保険は、再就職の有無、再就職先等によって異なります。掛金額や付加給付の有無もそれぞれの保険によって異なります。

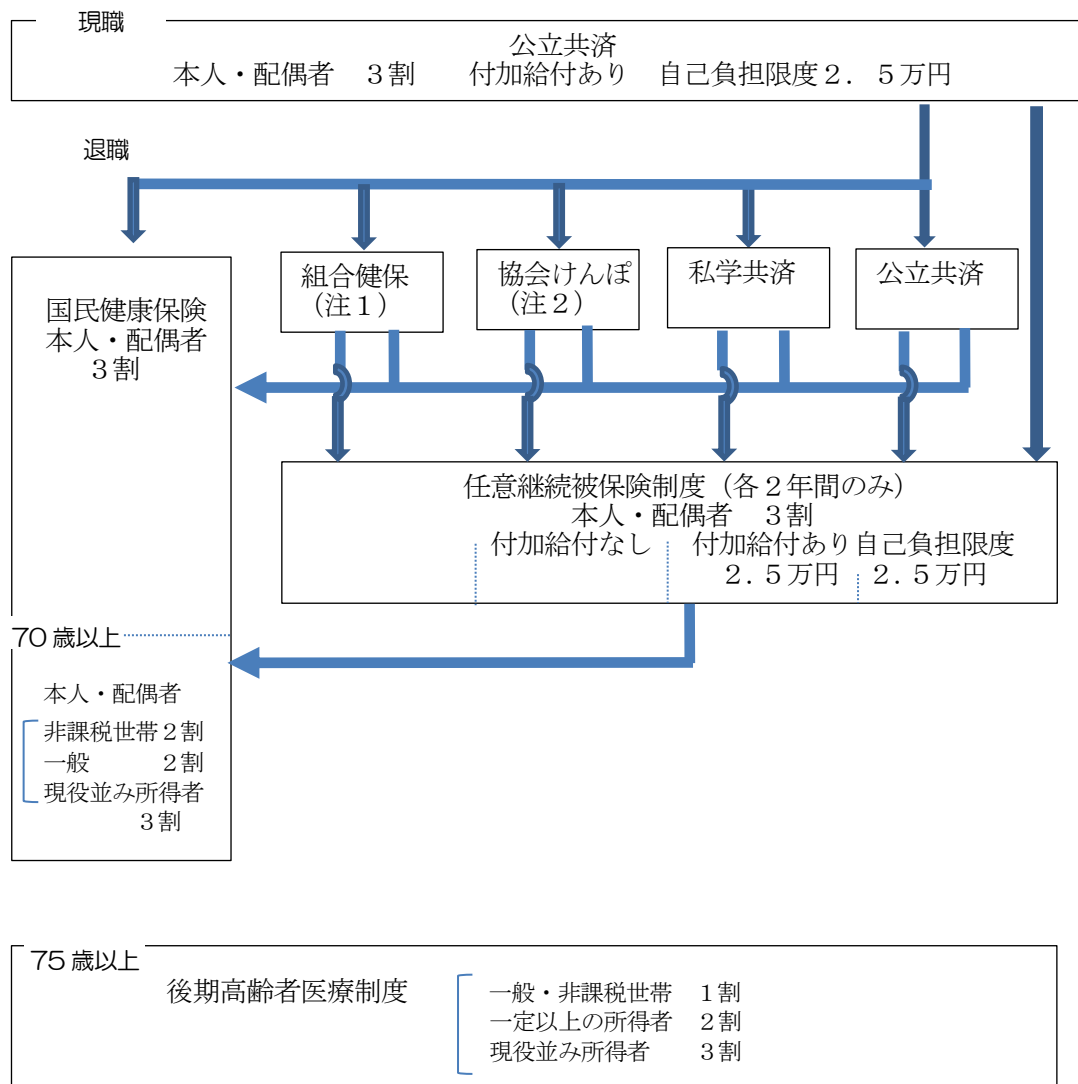


- （１）再就職先を退職した場合は、加入していた保険の各任意継続に加入するか、国民健康保険に加入することになります。
- （２）任意継続は、それぞれ２年以内です。掛金（保険料）は、現職時には事業者が負担していた分も含めて全額自己負担になるので倍額となります。
- （３）フルタイムの再任用の場合は、公立学校共済に加入します（任意継続ではありません）。

※ 令和４年１０月より、一定の要件を満たせば短時間勤務の方でも公立学校共済に加入できるようになりました。詳しくは、学校の事務室でお尋ねください。

3 公的医療保険での自己負担

- 退職後に加入する公的医療保険は、再就職先とその勤務条件によって公立共済・私学共済・協会けんぽ等に分かれます。75 歳以上では現行制度では後期高齢者医療制度に加入します。



(注1) 大規模事業所適用の健康保険です。

(注2) 小規模事業所適用の健康保険です。正式名称は全国健康保険協会

(令和7年12月25日 第9回高額療養費制度の在り方に関する専門委員会資料より)

高額療養費制度の見直しについて

所得区分	現行		R8.8～			R9.8～		
	月額上限	外来特例 (70歳以上)	月額上限	年間上限	外来特例 (70歳以上)	月額上限	年間上限	外来特例 (70歳以上)
約1,650万円～ (繰上：127万円～)	252,600 + 1 % <140,100>	—	270,300 + 1 % <140,100>	1,680,000 (月額平均140,000)	—	342,000 + 1 % <140,100>	1,680,000 (月額平均140,000)	—
						303,000 + 1 % <140,100>		—
						270,300 + 1 % <140,100>		—
約1,160万円～約1,410万円 (繰上：83～98万円)								
約1,040万円～約1,160万円 (繰上：71～79万円)	167,400 + 1 % <93,000>	—	179,100 + 1 % <93,000>	1,110,000 (月額平均92,500)	—	209,400 + 1 % <93,000>	1,110,000 (月額平均92,500)	—
194,400 + 1 % <93,000>						—		
約770万円～約950万円 (繰上：53～59万円)						179,100 + 1 % <93,000>		—
約650万円～約770万円 (繰上：44～50万円)	80,100 + 1 % <44,400>	—	85,800 + 1 % <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	—	110,400 + 1 % <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	—
約510万円～約650万円 (繰上：36～41万円)						98,100 + 1 % <44,400>		—
約370万円～約510万円 (繰上：28～34万円)						85,800 + 1 % <44,400>		—
約260万円～約370万円 (繰上：20～26万円)	57,600 <44,400>	18,000 (年14.4万)	61,500 <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	22,000 (年21.6万)	69,600 <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	28,000 (年21.6万)
約200万円～約260万円 (繰上：16～19万円)						65,400 <44,400>		28,000 (年21.6万)
～約200万円 (繰上：～15万円)						61,500 <34,500>		22,000 (年21.6万)
非課税【70歳未満】	35,400 <24,600>	—	36,900 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	—	36,900 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	—
非課税【70歳以上】	24,600	8,000	25,700 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	11,000 (年9.6万)	25,700 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	13,000 (年9.6万)
一定所得以下【70歳以上】	15,000	8,000	15,700	180,000 (月額平均15,000)	8,000	15,700	180,000 (月額平均15,000)	8,000

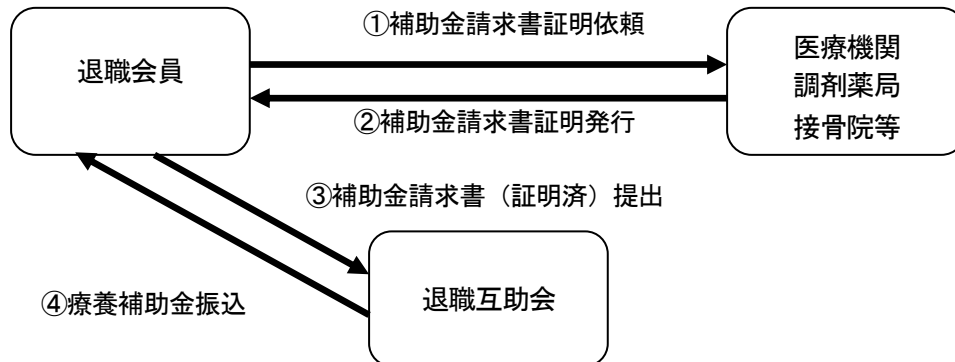
(※1)「～約200万円(標報:～15万円)」区分に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

[illegible]

〔参考Ⅱ〕療養補助金の請求手順等について

1 療養補助金の請求手順

療養補助金請求書（様式 5 号・黄色用紙）を利用する場合



（１）「療養補助金請求書」（様式 5 号、黄色の用紙）の「会員記入」欄に必要事項を記入の上、医療機関へ提出して証明を依頼してください。

※ 各医療機関では、所定の文書作成手数料の支払いを求められます。文書作成手数料の金額は医療機関ごとに異なります。

（２）医療機関で記入・証明を受けた同請求書を退職互助会へ提出してください。

（３）請求上の注意点

ア 令和 8 年度末に退職予定の方は、令和 9 年 4 月 1 日以降の受診分から請求できます。

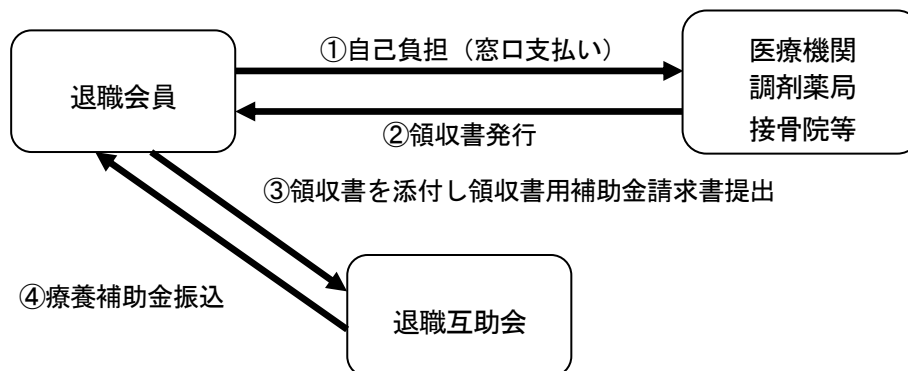
イ 月が重なる重複請求がないように注意してください。医療機関には、「〇年〇月末までの記入で」と依頼してください。

ウ 請求有効期間は 3 年間です。たとえば、令和 9 年 4 月受診分の請求は 3 年後の令和 12 年 4 月末日までに事務局で受付けが完了する必要があります。

※ これは「最大有効期間」であり、医療機関によっては電子データが 2 年、場合によっては 1 年しか保存されていないことがあるようです。会員の皆さまには円滑な事務処理のため 1 年あるいは最大でも 2 年間程度までにまとめた請求をお願いしています。

エ 請求用紙は退職会員移行時に配布します。請求用紙がなくなったら、返信用封筒を同封して請求してください。（110 円切手貼付で 15 枚程度の請求書を送付いたします）黄色い請求用紙はコピーでの使用はできません。

領収書を添付する領収書用請求用紙（様式 5－2D 号、白色 A4 版）を利用する場合



（１）指定の請求用紙（様式 5－2D 号、白色 A4 版）に医療機関毎・月毎にまとめて領収書を添付して、退職互助会に提出してください。

ア 請求用紙は医療機関毎・月毎に 1 枚必要です。この請求用紙はコピーしていただいて結構です。コピーする場合、A4 サイズで表（おもて）面だけをコピーしてください。

イ 添付する領収書はコピーでもかまいません。ただし、等倍でコピーし欠けたところがないようにしてください。

ウ 添付された領収書は返却いたしません。お手元に必要な場合はコピーを添付してください。

エ 領収書またはコピーを請求用紙の裏面に添付する際、請求用紙と領収書の表面の向きが同じになるように重ねてホッチキスでとめてください。（事務の都合上、糊付けはしないでください。）

オ 領収書またはそのコピーが請求用紙（A4）のサイズよりも大きい場合は折りたたんで添付してください。

（２）請求上の注意点

ア 請求有効期間は、11 ページと同じです。

イ 領収書での請求は、医療機関毎・月毎に 100 円の手数料を給付額から差し引きます。

（１つの医療機関に毎月通院した場合であれば、１年間で 1,200 円となります）

ウ 定期的に受診されている医療機関の請求には、様式 5 号（黄紙用紙）による請求が簡易だと思われます。

領収書用

療養補助金請求書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

一般財団法人 愛知県公立高等学校教職員退職互助会 理事長 様

下記のとおり療養補助金を請求します。 会員氏名

会 員 記 入	受診会 員氏名				会 員 番 号				00 01
	住 所	〒 TEL							
	受診時使用 の保険名 〔該当箇所の 数字に○印〕	11	国民健康保険	51	全国健康保険協会【＝協会けんぽ】(※)				
		21	後期高齢者医療	51	地方職員共済組合(※)				
		22	前期高齢者医療(70～74歳)	51	市町村職員共済組合(※)				
		31	公立学校共済(※)	61	障害者医療				
		41	私立学校共済(※)	62	特定疾患・特定医療(市町村の補助がある人)				
	【注】(※)の付されたものは任意継続を含みます。		99	その他(名称)					
	保険者番号 (マイナポータル、資格情報のお知らせ、 資格確認書のいずれかでご確認ください)								
	自己負担割合 (○をつけて下さい)	1 割 2 割 3 割 その他 (特定医療 ・ 障害 など)							
受 診 医療機関 (保険薬局)									
院外の薬局は、処方箋発行医院・病院とは別の独立した機関です。 医院・病院とは別に請求書を作成してください。医療法人名の記入は不要です。									
令和 〇〇 年 〇〇 月 分			支払月 ではなく 受診月			領収書の添付枚数		計 〇〇 枚	
同一医療機関で同一月の請求は1回限りです									
		当月の保険点数合計			当月の保険診療による本人負担額				
外来				点				円	
入院				点				円	
高額療養費適用所得区分 (高額療養費適用の方は該当するところに○印)									
70歳未満の方		ア ・ イ ・ ウ ・ エ ・ オ							
70歳以上の方で 右に該当する方のみ ○をつけてください		現役並み (3割)				住民税非課税			
		Ⅲ ・ Ⅱ ・ Ⅰ				Ⅱ ・ Ⅰ			

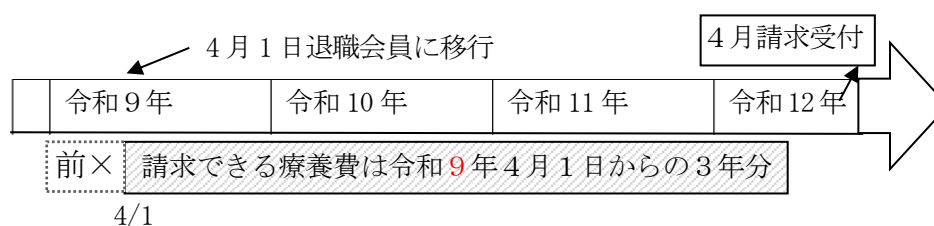
00
01
欄は事務局が使用します。記入しないでください。

*当月の保険点数合計が**200点以下の場合給付はありません**。領収書手数料を引くと次の点数以下では給付がないので提出しないでください。 → **1割負担…344点 2割負担…272点 3割負担…248点**
*会員記入太枠内の必要事項は、必ずすべて記入してください。太枠外の会員氏名の記入もお忘れなく。
*裏面の注意事項をよく読み、領収書（コピー可）は裏面に添付してください。

事 務 局 記 入	3割	1 1	国		決 定 金 額				送 金 日		
		2 1	老	2 2							
	2割	3 1	公								
		4 1	私								
	1割	5 1	健		受		事 務 局 長		点 検 者		担 当 者
		6 1	障	6 2							
	0.2割				付						

【請求にあたって、ご注意ください】

- 事務局の受付日が令和12年4月中の場合、令和9年4月1日以降の医療の請求が有効です。
- 同一医療機関・同一月の医療費については、ひとまとめにして請求してください。同一医療期間・同一月の医療費を2回の請求に分けて請求することはできません。



会員の皆さまには、できるだけ1年あるいは2年間程度での請求をお願いしています。

2 療養補助金などの給付の要領

- (1) 療養補助金、長寿記念祝金の給付は退職時に提出していただいた「資格取得届」で指定された口座に振り込みます。本会では毎月20日を事務処理の「区切り」としています。療養補助金等は、毎月20日までに受け付けた請求は、原則として翌月25日に指定口座に送金します（25日が銀行休業日の場合は次の営業日）。21日以降から月末までに到着した請求は翌々月の給付となります。

- (2) 振込手数料は会員負担で、給付額から差し引かれます。（4ページ太枠内参照）

令和7年4月より、口座振込は本事務局から三菱UFJ銀行BizSTATIONにより行っています。これまで「三菱UFJ信託銀行・名古屋支店」を登録口座としている方は、振込手数料が無料でしたが、振込手数料が発生こととなりました。

一般財団法人 愛知県公立高等学校教職員退職互助会

〒460-0007 名古屋市中区新栄一丁目49番10号
愛知県教育会館5階

TEL <052> 261 - 2248

FAX <052> 241 - 0318